

聖ヨゼフホーム 運 営 規 程

(特定施設入居者生活介護等)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホームが設置運営又は経営する特定施設入居者生活介護 聖ヨゼフホーム（以下「事業所」という。）は、介護保険法（平成12年法律第123号）に規定する、指定居宅サービスの事業にかかる設備及び運営に関する基準により、指定特定入居者生活介護・指定介護予防特定入居者生活介護の事業が、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定特定入居者生活介護・指定介護予防特定入居者生活介護を提供することを目的とする。

(法人の理念※大切にしていること)

第2条

- お一人おひとりをおかけがえのない“人”として敬い、その方が生きがいをもって安心して生活できるように支援する
- 心身に障がいがあって日常生活を送ることが困難な方や家族との同居が続けられない方などを受け入れ、支援する
- カトリックの“隣人愛”の精神に基づき、社会福祉法人として地域社会に貢献する

(養護老人ホーム 聖ヨゼフホームの支援方針)

第3条

『ひとりひとりをおかけがえのない“個”として敬い、
大切にするという心をもって、丁寧に関わり尽くすこと！』

(事業の方針)

第4条 事業所の職員は、指定特定入居者生活介護・指定介護予防特定入居者生活介護の提供にあたって、事業所内の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
また、養護老人ホーム基本方針である、「社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。」ということに十二

分に留意し、生活支援及び介護を遂行することとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービス提供に資するよう努める。

(名称及び所在地)

第5条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 聖ヨゼフ・ホーム(特定施設入居者生活介護)
- (2) 所在地 奈良県御所市大字戸毛54番地6

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務:養護老人ホーム施設長)
管理者は、事業所の職員管理及び事業の利用に係る調整、業務の実施状況の把握、その他について一元的に統括管理する。
- (2) 生活相談員 2人
(常勤兼務:養護老人ホーム主任支援員、及び他職種と兼務)
利用者及び家族への生活相談、必要に応じた助言指導等を行う。
- (3) 計画作成担当者(介護支援専門員) 1人以上(常勤兼務:生活相談員)
特定施設サービス計画の作成、モニタリング等を行う。
- (4) 看護職員 1人以上(常勤兼務:養護老人ホーム看護職員)
利用者の日常の健康管理及び必要な処置、看護を行う。要介護者・要支援者の合計が30人まで1名、30人を超えて80人までの場合は2人。
- (5) 介護職員 9人以上(常勤兼務:養護老人ホーム支援員等)
利用者の自立支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行う。
「看護職員又は介護職員の合計数」は、要介護者3人につき1人、要支援者の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3人又はその端数を増すごとに1人以上。
- (6) 機能訓練指導員 1以上(非常勤専従)
利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(入所定員及び居室数)

第7条 事業の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入所定員 50人
- (2) 居室数 (1人居室55室)

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業の内容は次のとおりとし、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、当該サービスが法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、**利用者の負担割合の額**とし、厚生労働大臣が定める基準額は、事業所内の見やすい場所に掲示する。なお、利用者が支払うその他の料金は第2項から第3項に定める。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
 - (2) 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められる費用
- 4 第2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に利用契約書により説明をした上で、同意する旨、署名（記名押印）を受けるとする。
- 5 利用料の支払いは、現金又は預金口座振替（自動払込）により指定期日までに受けるものとする。

(利用料の変更等)

第9条 事業所は、介護保険法などの関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合は、前条の規定する利用料を変更することができる。

- 2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとする。

(援助の方針)

第10条 事業所は、利用者の要介護状態・要支援状態の軽減または悪化の防止に資するよう、特定施設・介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して日常生活に必要な援助を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供にあたって、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、援助する上で必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業者は、利用者の援助にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。また、

身体拘束等を行う場合は、本人または家族等にあらかじめ文書による同意を得るものとする。

- 4 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 5 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針（マニュアル）を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を行う。その責任者は管理者とする。
 - 二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - 三 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修（年2回以上）を定期的に実施する。
 - 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力するまた、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
- 7 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。
 - 一 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための感染対策検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果を職員等に周知徹底を図ること。
 - 二 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、職員等に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に実施すること。
 - 四 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対応等に関する手順に沿った対応を行う。
 - 五 平時からの備え（備蓄品など）・初動対応・感染拡大防止体制の確立の業務継続計画（BCP）を策定する。

(利用者の支援内容等)

第11条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 事業所の計画作成担当者は、利用者の有する能力、おかれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(居室の移動)

第12条 利用者は、原則として別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとする。但し、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であつて、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができる。

(1) 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき

(2) 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき

(3) より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るのに著しい支障があるとき

(4) その他、既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

2 事業所は、指定特定入居者生活介護の提供に著しい支障があるとき、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができる。

(居室移動の手続き)

第13条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面により管理者へ提出しなければならない。

2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他指定特定入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知する。

3 前条第2項の規定により、事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

(居室移動に係る費用負担)

第14条 前条第2項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければならないものとし、その復する費用は利用者の負担とする。

(利用に当たっての留意事項)

第15条 利用に当たって利用者は、次の各号を順守する。

- (1) 喫煙は、事業所内の所定の場所（喫煙室）に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙とする。
- (2) 飲酒は、施設内行事酒類提供時及び事業所内の各居室内とする。但し、利用者本人の疾病又は健康管理上、飲酒の差し控えや禁酒の可否がある場合には主治医及び事業所看護職員の助言指導を聞き入れる。
- (3) 利用者は、事業所内の清潔、整理整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

第16条 利用者は、事業所で次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 宗教及び信条の相違等で他人を攻撃したり、または自己の利益のために他人の自由を侵害すること。
- (2) 喧嘩、口論、飲酒、喫煙等で他人に迷惑をかけること。
- (3) 事業所の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いる、または喫煙すること。
- (5) 故意に事業所の設備備品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第17条 事業所は、利用者が事業所の利用により、事故等緊急事態が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要に応じて諸関係機関と連携を図る等、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第18条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うこととする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 平常時の対応（必要品の備蓄など）・緊急時の対応・他施設、地域との連携の業務継続計画（BCP）を策定する。

(苦情処理)

第19条 施設内に設置する苦情相談窓口にて苦情を受付、利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

- 2 事業所は事業の提供等に係る苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、

苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

(職員の質の向上)

第20条 事業所は、職員の質の向上のために、その研修の機会を確保します。

- 2 事業所は、利用者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第21条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護・支援サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(記録の整備)

第22条 事業所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - (1) 特定施設サービス計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体拘束の記録・苦情の記録等の記録
 - (4) 事故発生時の事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(事故発生時の対応)

第23条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に法人内合同初任者研修を受講
(採用時期によっては、施設内外の研修又は次年度の上記研修を受講)

(2) 継続研修 施設内外の研修

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 職員は、介護保険関係法令及び別に定める法人諸規程を遵守する。
- 5 事業所の運営にあたっては、地域住民または住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。
- 6 事業所は、施設内の見やすい場所に運営規程の概要等重要事項を掲示する。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態・要支援状態の程度を増進させたと認められるとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき

(協力医療機関等)

第26条 事業所は入院治療及び通院治療等を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関並びに協力歯科医療機関を定めておく。

第27条 事業所は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優超的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第28条 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年7月1日より施行する。
改定 令和3年4月1日
改定 令和6年4月1日